

大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則

制 定 平成 22 年 3 月 26 日 規則第 20 号

最近改正 令和元年 6 月 28 日 規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成 22 年大阪市条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）並びに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び同法に基づく命令並びに条例の例による。

(自転車駐車場の管理)

第 3 条 利用者による自転車等の駐車のために供するための自転車駐車場を設置している者又はその管理者は、当該自転車駐車場の適正な利用を確保するため、誘導員の配置、駐車中の自転車等の整理、巡回監視その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 居住者による自転車等の駐車のために供するための自転車駐車場を設置している者又はその管理者は、当該自転車駐車場の適正な利用を確保するため、駐車中の自転車等の整理、巡回その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設面積の算定方法)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の施設面積は、別表の左欄に掲げる施設の用途の区分に応

じ、同表の右欄に定める施設の部分の床面積を合計した面積とする。

(自転車駐車場の構造及び設備に関する技術的基準)

第5条 条例第12条第3項の市規則で定める自転車駐車場の構造及び設備についての技術的基準は、次のとおりとする。

- (1) 自転車駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置すること
- (2) 自転車駐車場の出入口の構造及び設備は、次の基準に適合すること
 - ア 利用者又は居住者が容易に視認できる位置に配置すること
 - イ 自転車駐車場の周辺を通行する者が出入りする自転車等を容易に視認できる構造とすること
- (3) 自転車駐車場の駐車の用に供する部分（以下「駐車区画」という。）の構造及び設備は、次の基準に適合すること
 - ア 自転車1台当たりの駐車区画の規模は幅0.5メートル（自転車等を有効かつ安全に駐車することができると市長が認める特殊な装置を用いた駐車区画（以下「特殊区画」という。）にあつては、0.2メートル）以上、奥行き2メートル以上とし、原動機付自転車1台当たりの駐車区画の規模は幅0.8メートル（特殊区画にあつては、0.5メートル）以上、奥行き2メートル以上とすること
 - イ 区画線の設置その他の方法により、駐車区画と自転車駐車場内の通路（以下「場内通路」という。）を明確に区分すること
 - ウ 縁石、さくその他の工作物の設置その他の方法により、自転車等が駐車区画からはみ出して駐車されることを防止することができる構造とすること（自転車等の出入りする側を除く。）
 - エ 自転車等の出入りする側を道路に接する位置に配置しないこと。ただし、条

例第7条又は第8条第3項の規定により設置する自転車駐車場について、当該位置に配置することにやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(4) 自転車等の通路の構造及び設備は、次の基準に適合すること

ア 場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路（以下「場外通路」という。）の幅員は、1.5メートル以上とすること。ただし、場外通路（その構造が直線であるものに限る。以下アにおいて同じ。）のうち、自転車等を安全かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を1.1メートル（自転車駐車場の自転車のみの駐車のために供する部分に係る場外通路のうち、自転車を安全かつ円滑に移動できると市長が認めるものにあつては、0.8メートル）以上とすることができる。

イ 自転車駐車場（条例第8条第1項又は第3項の規定により設置する自転車駐車場であつて住戸ごとに設置するものを含む。）を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路（勾配が8分の1を超えないものに限る。）、斜路付階段（階段の一部に傾斜路を設けたものをいい、勾配が4分の1を超えないものに限る。）又は昇降機を設置して、自転車等を安全かつ円滑に移動できる構造とすること

(5) 条例第4条又は第7条の規定により設置する自転車駐車場にあつては、次の基準により自転車駐車場の位置及び利用方法等の表示の設備を設置すること

ア 自転車駐車場の位置及び当該自転車駐車場への経路を示す表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること

イ 自転車駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車駐車場の供用時間、自

転車等の駐車方向その他の利用方法を記載した表示板を自転車駐車場内に設置すること

ウ 出入口付近に日本産業規格 Z 8210 号の自転車の図記号を記載した標識を設置すること

(自転車駐車場の設置の届出手続)

第 6 条 条例第 13 条の規定による届出は、第 1 号様式又は第 2 号様式による届出書 2 通に次に掲げる図書各 2 通を添付して行わなければならない。ただし、届け出た事項を変更しようとする場合は、次に掲げる図書のうち変更がないものの添付を省略することができる。

- (1) 施設及び自転車駐車場付近の縮尺 5,000 分の 1 以上の見取図（施設及び自転車駐車場の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置を明示したものの）
- (2) 施設及び自転車駐車場の縮尺 300 分の 1 以上の配置図（出入口、駐車区画、場内通路及び場外通路の位置並びに規模を明示したものの）
- (3) 施設の縮尺 300 分の 1 以上の各階平面図（施設の各部分の用途及び規模を明示したものの）
- (4) 自転車駐車場の縮尺 300 分の 1 以上の平面図（出入口、駐車区画及び場内通路の位置及び規模を明示したものの）
- (5) 自転車駐車場の縮尺 300 分の 1 以上の構造図（階層式の自転車駐車場又は特殊な装置を用いる自転車駐車場を設置する場合に限る。）
- (6) 施設面積の積算内訳書（条例第 8 条の規定により設置する自転車駐車場に係る届出をする場合を除く。）

(7) 昇降機の構造図（前条第4号イの規定により昇降機を設置する場合に限る。）

(8) 自転車駐車場の規模の算出計算書

(9) 自転車駐車場の管理方法を記載した書類

（自転車駐車場の工事完了の届出）

第7条 条例第13条の規定による届出に基づく自転車駐車場の設置の工事を完了した者は、速やかに第4号様式による工事完了届出書2通に、当該工事が完了した状況を示す写真を添付して、市長に届け出なければならない。

（認定の申請手続）

第8条 条例第14条第1項の規定による認定の申請は、第6号様式による認定申請書2通に次に掲げる図書各2通を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請をしようとする者が複数であるときは、これらの者の全員が共同して行わなければならない。

(1) 条例第14条第1項の認定に係る施設（以下「認定施設」という。）のすべての施設及び自転車駐車場付近の縮尺5,000分の1以上の見取図（認定施設のすべての施設及びその主要な出入口並びに自転車駐車場の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置を明示したもの）

(2) 認定施設のすべての施設及び自転車駐車場の縮尺300分の1以上の配置図（出入口、駐車区画、場内通路及び場外通路の位置並びに規模を明示したもの）

(3) 認定施設のすべての施設の縮尺300分の1以上の各階平面図（認定施設のすべての施設の各部分の用途及び規模を明示したもの）

(4) 認定施設のすべての施設の面積の積算内訳書

2 条例第14条第1項の認定を受けようとする施設に係る自転車駐車場について条例

第 13 条の規定による届出がある場合には、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる図書のうち当該届出に際して添付した図書と重複するもの（当該添付した図書と内容に変更がないものに限る。）の添付を省略することができる。

（認定又は不認定の通知）

第 9 条 市長は、条例第 14 条第 1 項の認定をしたときは、その申請者に対し、第 7 号様式による認定通知書によりその旨を通知し、同項の認定をしなかったときは、その申請者に対し、第 8 号様式による不認定通知書によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（認定の取消しの申出）

第 10 条 条例第 15 条第 1 項第 2 号の規定による認定の取消しの申出は、第 9 号様式による認定取消申出書を市長に提出して行わなければならない。

（認定の取消しの通知）

第 11 条 条例第 15 条第 3 項の規定による通知は、第 10 号様式による認定取消通知書を条例第 14 条第 1 項の認定を受けた者の全員に送付して行うものとする。

（認定施設に係る適用の特例）

第 12 条 条例第 14 条第 1 項の認定を受けた認定施設については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第4条	第4条第1項	第14条第3項の規定により読み替えられた条例第6条第1項
	別表	条例第14条第1項の認定に係る施設（以下「認定施設」という。）のそれぞれの施設について、別表
	面積と	面積の総和と
第5条各号列記以外の部分	第12条第3項	第14条第3項の規定により読み替えられた条例第12条第3項
第5条第3号エ	第7条	第14条第3項の規定により読み替えられた条例第7条
第5条第5号	第4条又は第7条	第14条第3項の規定により読み替えられた条例第4条又は第7条
第5条第5号ア	施設	認定施設のすべての施設
第6条各号列記以外の部分	第13条	第14条第3項の規定により読み替えられた条例第13条
	第1号様式又は第2号様式	自転車駐車を設置しようとする

	<p>する者が（当該者が複数であるときは、これらの者の全員が共同して）第3号様式</p>
<p>場合は</p>	<p>場合にあつては</p>
<p>添付を</p>	<p>添付を、条例第13条の規定による届出がある自転車駐車場についてこの条の規定による届出を行う場合にあつては、次に掲げる図書のうち条例第13条の規定による届出に際して添付した図書と重複するもの（当該添付した図書と内容に変更がないものに限る。）の添付を、条例第14条第1項の認定を受けて設置された自転車駐車場についてこの条の規定による届出を行う場合にあつては、次に掲げる図書のうち同項の認定の申請に際して添付した図書と重複するも</p>

		の（当該添付した図書と内容に変更がないものに限る。）の添付を
第6条第1号から第3号まで	施設	認定施設のすべての施設
第6条第6号	施設	認定施設のすべての施設の
第7条	第13条	第14条第3項の規定により読み替えられた条例第13条
	者は、速やかに第4号様式	者は速やかに（当該者が複数であるときは、これらの者の全員が共同して速やかに）第5号様式
	届け出なければならない。	届け出なければならない。ただし、条例第14条第1項の認定を受けた認定施設に係る自転車駐車場について、条例第13条の規定による届出に基づく自転車駐車場の設置の工事の完了の届出がある場合には、当該写真のうち第12条の

規定により読み替えられた第
5条第5号アの基準を満たす
ことを証する写真を市長に提
出することをもって、この条
本文の規定による届出に代え
ることができる。

(立入検査証)

第 13 条 条例第 18 条第 3 項の市規則で定める証明書の様式は、第 11 号様式のとおりとする。

(措置命令手続)

第 14 条 条例第 19 条第 1 項の規定による措置命令を書面でするときは、第 12 号様式による措置命令書により行うものとする。

(公表手続)

第 15 条 条例第 19 条第 2 項の規定による公表は、大阪市公報に掲載するほか、広く市民に周知できる方法により行うものとする。

2 条例第 19 条第 3 項の規定による公表の理由の通知は、第 13 号様式による公表理由等通知書により行うものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者からの意見の聴取は、意見を記載した書面及び証拠書類又は証拠物の提出を受けることにより行うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

(自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設)

第 16 条 条例別表第 1 備考第 3 項の市規則で定める施設は、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー及びダンスホールとする。

2 条例別表第 1 備考第 5 項の市規則で定める施設は、体育館、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場とする。

3 条例別表第 1 備考第 6 項の市規則で定める施設は、地方公共団体の事務所及び保健所、消防署その他の地方公共団体の行政機関又は国の地方行政機関の事務所その他これらに類する施設とする。

4 条例別表第1備考第9項の市規則で定める施設は、予備校、理容師養成施設、美容師養成施設、調理師養成施設その他これらに類する施設とする。

5 条例別表第1備考第11項の市規則で定める施設は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に規定する施術所及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条に規定するあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゆう業の施術所とする。

（施行の細目）

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年3月1日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

施設の用途	施設の部分
遊技場	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定する遊技設備若しくは同法第4条第4項に規定する遊技機又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第35条第1項第1号イに規定するまあじやん台を設置する室で利用者の出入りする部分
小売店舗・コンビニエンスストア	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積に算入される部分
飲食店・カラオケボックス等	客室、客室間の通路、厨房、配膳室、待合室及びロビー並びにこれらに類するもののうち利用者の出入りする部分（階段、昇降機、便所及び店舗間の通路を除く。）
レンタルビデオ店	商品を陳列する室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の出入りする部分（階段、昇降機及び便所を除く。）
スポーツ施設	運動場、練習場、浴室、シャワー室、休憩室、更衣室、客席、観覧席、待合室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者が出入りする部分（壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）

官公署等	待合室、ロビー、相談室、集会室、実習室、実験室、図書室、資料室、展示室その他これらに類するもののうち利用者の出入りする部分（壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
銀行、郵便局	窓口業務を行う室、待合室、ロビー及び商談室、現金自動預払機を設置する室のうち利用者の出入りする部分並びにこれらに類するもののうち利用者の出入りする部分（壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
学習施設	教室、講堂、実習室、実験室、図書室、資料室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の出入りする部分（壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
映画館・劇場	客席又は観覧席を設置する室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の出入りする部分（壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
病院・診療所	病室、診察室、処置室、待合室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の出入りする部分（壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）